

【 検査 】

445 フェリチン定量（血球貪食症候群）の算定について

《令和7年2月28日》

○ 取扱い

血球貪食症候群に対するD007「25」フェリチン定量の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

家族性血球貪食症候群は遺伝子群の異常により、マクロファージやリンパ球の過剰反応が持続し、多様な臓器障害が引き起こされる疾患群であり、二次性血球貪食症候群では、感染症、リンパ腫などの疾患群の発症に続発し、同様の病態を呈する。血球貪食症候群では、血清フェリチンの著しい高値が見られることから、診断や病態把握に有用である。

以上のことから、血球貪食症候群に対するD007「25」フェリチン定量の算定は、原則として認められると判断した。